

使用料等審議会議案

日 時 令和5年2月15日（水）

19時00分～

場 所 芽室町役場2階 会議室7

1 町長あいさつ

2 会長あいさつ

3 諮 問

4 説 明 事 項

(1) 芽室町公共施設使用料設定の基本方針 別紙

5 議 案 審 議

(1) インボイス制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定 資料1

(2) 「芽室町手数料徴収条例」に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の改正 資料2

(3) 芽室町社会体育施設使用料金の改正 資料3

6 その他

芽室町公共施設使用料設定の基本方針

1 基本的な考え方

使用料とは公共施設の利用の対価として、受益者（利用者）から徴収している金銭であり、各施設の維持管理や運営のための経費の一部は、使用料により賄われている。公共施設使用料について、サービスの特性に応じた受益者負担のあり方等を明確化し、使用料設定についての基本的な方針を策定するものである。

2 受益者負担の考え方

公共施設を利用する受益者は、サービスに応じた適正な負担をすることを基本として、受益者負担の原則に沿って使用料を設定している。

しかし、公共施設は、健康の増進、地域コミュニティの活性化、生活文化の向上等それぞれ目的をもって設置しており、利用者が大きく減少することは、施設設置の目的を達成できなくなる可能性が高い。また、利用者数が減少することにより、利用料金の合計が減り、利用料金で維持管理経費を賄うという考えから逆行することにもなる。

したがって、受益者負担の原則を堅持しながらも、町として例外のない使用料設定とせず、個々の施設において設置目的を重視した「利用促進」と「コストダウン」の観点を取り入れ、施設ごとに使用料を設定するものである。

3 公共施設管理経費算定の考え方

受益者が負担する管理経費の範囲は、施設の管理者が最適な管理と最大の利用促進に努めることを基本に、通常管理に要するコストとし、管理運営のための消耗品費・光熱水費・委託料・日常の修繕に要する経費（大規模改修費・耐震診断費等特別なものは含まない）等とする。

4 公共施設区分による適正負担の考え方

（１）公共施設における行政サービスの性質別分類

施設ごとのサービスの性質（公共性の強弱）を、「必需性」と「市場性」2つの視点により区分し、その公共性に応じて受益者と町（公費）の負担割合を定める。各々のバランスを図ることにより、負担の公平性を確保する。

ア 公共的（必需的）サービス

市場原理では提供されにくく、行政が中心となって提供しているサービスで、日々の生活や多くの住民に必要な施設

（本庁舎・保健福祉センター・学校・道路・橋りょう・公園・上下水道・図書館・ポンプ場・浄水場・公衆便所・斎場など）

イ 市場的（必需的）サービス

市場原理の適用により、民間でも提供可能なサービス

（保育所・公営住宅・教員住宅・墓地など）

ウ 市場的（選択的）サービス

市場原理の適用により、民間で提供可能であり個人によって必要が異なるサービス

（牧場・国民宿舎・新嵐山施設・堆肥施設・病院など）

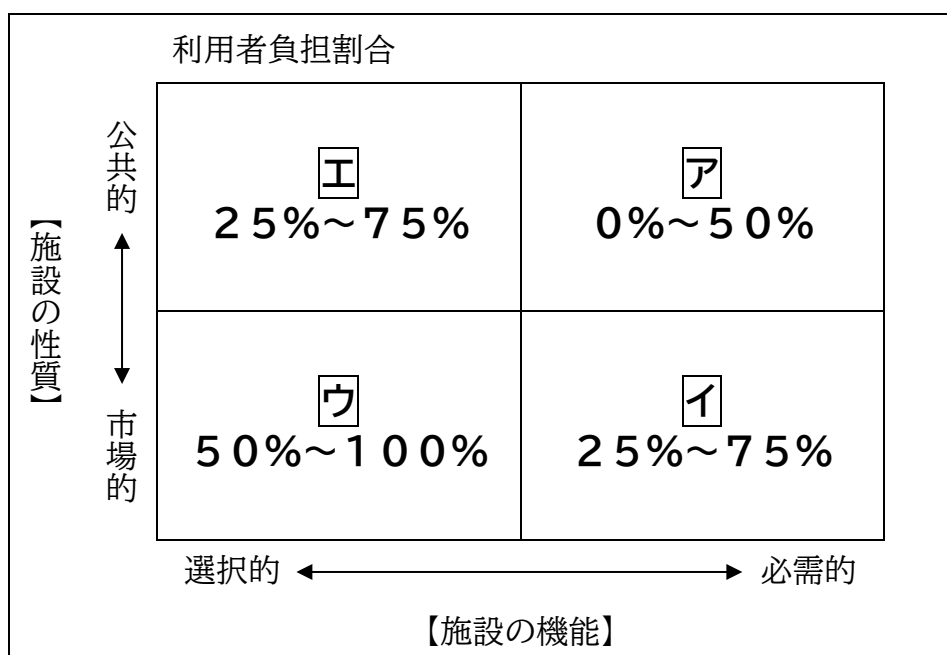
エ 公共的（選択的）サービス

市場原理では提供されにくく、行政が中心となって提供しているサービスで、より快適性・趣味・娯楽など個人によって必要が異なるサービス

（生活館・地域福祉館・生活改善センター・コミュニティセンター・老人憩の家・農業研修センター・林業研修センター・上美生農村環境改善センター・東工産業振興センター・中央公民館・めむろ駅前プラザ・ふるさと交流センター・野球場・庭球場・アーチェリー場・運動広場・総合体育館・温水プール・健康プラザ・サッカー場など）

（２）性質別分類における負担及び負担割合の考え方

公共施設における行政サービスの性質別分類に基づき、負担と負担割合の考え方を示すと次のとおりとなる。



5 町民と町外者の使用料における格差について

公共施設は、自治体同士での有効利用や施設を補完し合うという広域的な観点から、町外者も利用されるべきものと考えられる。

したがって、町民及び町外者の使用料については、現行どおり格差を設けないものとする。ただし、営利を伴う利用については、施設設置の目的により、格差を設ける場合もある。

6 減額・免除制度について

(1) 受益者負担の原則の特例

受益者負担の原則はあるものの、かかる経費の一部のみの負担であることから、減額や免除については、最低限に留めるべきである。具体的には、子どもや障がい者などへの配慮や、地域振興という目的により、真にやむを得ないものに限定するという考え方で使用料を減額又は免除するものとする。

また、公平性の確保という観点からも、基本的に統一した基準をもつものとし、町ホームページなどで、その基準をできるだけわかりやすく周知するものとする。

(2) 減額・免除基準の適用（特に施設名がない場合は全施設）

ア 国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用 免除

イ 町民の場合

(ア) 大人団体使用 地域集会施設等におけるコミュニティ活動 免除
半数以上が町内中学生以下使用 5割減額

(イ) 高校生個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

(ウ) 中学生以下個人・団体使用 免除

(エ) 障がい者個人・団体使用 免除

ウ 町外者の場合

(ア) 高校生個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

(イ) 中学生以下個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

(ウ) 障がい者個人・団体使用 免除

※教育目的とは、学校が教育の一環として利用する場合。

7 使用料見直しの経緯

この基本方針は、「芽室町公共施設使用料設定の基本方針（平成 28 年度策定）」を全面的に置き換えるものとする。見直しの経緯は以下のとおり。

(1) 平成 14 年度 「芽室町公共施設使用料等適正負担指針」策定

使用料は、維持管理経費の原則 50%相当額を利用者負担とする旨記載。

(2) 平成 15 年度 地域集会施設において、維持管理経費の 10%相当を受益者負担

とするよう使用料を改定。

- (3) 平成 16 年度 多目的施設、社会体育施設において、維持管理経費の 20%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。
- (4) 平成 18 年度 地域集会施設において、維持管理経費の 20%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。また、地域活動で利用する場合は、使用料を全額免除とした。
- (5) 平成 19 年度 多目的施設、社会体育施設において、維持管理経費の 25%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。また、社会体育施設（3 施設）において、利用促進のため共通回数券を設定した。
- (6) 平成 24 年度 景気低迷や有料化に伴う利用者離れなどを考慮し、地域集会施設・多目的施設、社会体育施設ともに受益者負担の率を維持することとした。
- (7) 平成 28 年度 利用目的、利用状況、当時の経済状況などから、地域集会施設・多目的施設、社会体育施設ともに受益者負担の率を維持することとした。

8 今後の施設管理等

各公共施設においては、人にかかるコスト、物にかかるコストの見直しによる管理経費の削減に努めるとともに、町民ニーズの把握に努め、公共施設の設置目的に沿った町民サービスの向上に、より一層努めるものとする。

インボイス制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定
(案)

(令和 5 年 4 月 1 日条例施行予定)

芽 室 町
水道課水道庶務係

インボイス制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定（案）について

（１）制定の理由

令和５年１０月１日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入に伴い、適格請求書発行事業者の義務として、相手方の求めに応じて、適格請求書の交付が必要となります。適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や領収書等のことです。

水道課では、水道料金や下水道使用料などの消費税を含む料金を利用者へ請求しており、また給水工事に係る水道事業負担金などの料金については、水道工事事業者へ請求をしています。このような請求行為に対して、利用者及び事業者から適格請求書を求められた場合には、納付証明書の交付が必要となります。この交付事務に係る手数料を制定しようとするものです。

（２）制定の内容

区 分	金 額
諸証明の交付	１件につき ２００ 円

（３）手数料について

手数料の額については、芽室町手数料徴収条例（平成 12 年条例第 32 号）第 2 条の別表で規定されている金額に準じて設定します。

【別表（第 2 条関係）抜粋】

手数料を徴収する事務	徴収金額
その他の諸証明	１件につき ２００ 円

（４）施行時期

令和５年４月１日

芽室町手数料徴収条例中一部改正（案）

（令和 5 年 4 月 1 日条例施行予定）

芽 室 町
都市経営課建築住宅係

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律に伴う手数料の改正（案）について

(1)改正の理由

地球温暖化問題やエネルギーの消費量、温室効果ガスの増加を受け、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されました。

本改正に伴い、特に多くの二酸化炭素が排出される「都市」における低炭素化を促進するための法律「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」及び、建築物における省エネルギー対策が求められた法律「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」の省令等が一部改正となりました。

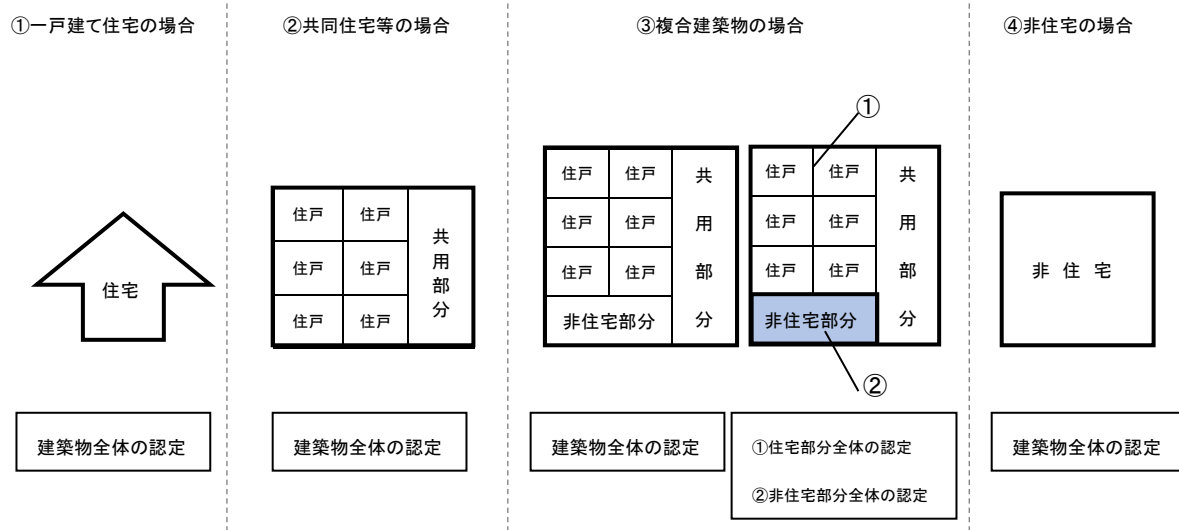
これにより、新たな認定区分制度や、省エネ水準の引き上げにより認定基準が創設されたことから、新規認定及び変更認定に係る手数料を改正するものです。

(2)改正の内容

- ・低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- ・低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(3)改正の詳細

- ①共同住宅等や複合建築物において、住戸ごとの認定が廃止となり、複合建築物については建築物全体に加え、住宅部分、非住宅部分での認定が可能となります。認定申請単位の変更により手数料の区分も変更致します。



- ②求める省エネ性能について、ZEH※₁・ZEB※₂水準へ引き上げられ、新たな認定基準が設置されるため認定申請手数料を新設します。

- ・住宅の外皮性能において外皮平均熱還流率が $0.4\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{k})$ 以下(芽室町対象基準値)
- ・一次エネルギー消費性能が、省エネ基準に対し住宅はマイナス 20%以上削減、非住宅は用途に応じて 30%～40%以上削減が必要。

■戸建て住宅

改正前

外皮性能 UA値 (外皮平均熱還流率)	0.46以下
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から 10%以上削減



改正後

外皮性能 UA値 (外皮平均熱還流率)	0.4以下
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から 20%以上削減

■共同住宅等

改正前

外皮の評価単位	各住戸又は 住棟平均で適合
一次エネルギー消費量の 評価単位	住戸及び共用部 分の合算値



改正後

外皮の評価単位	各住戸適合
一次エネルギー消費量の 評価単位	変更なし

■非住宅

改正前

外皮性能 PAL *	基準値以下
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から 20%以上削減



改正後

外皮性能 PAL *	変更なし
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から30% ～40%以上削減

※ 事務所、工場、学校等の場合・・・省エネ基準から40%以上削減
ホテル、病院、百貨店、飲食店等の場合・・・省エネ基準から30%
以上削減

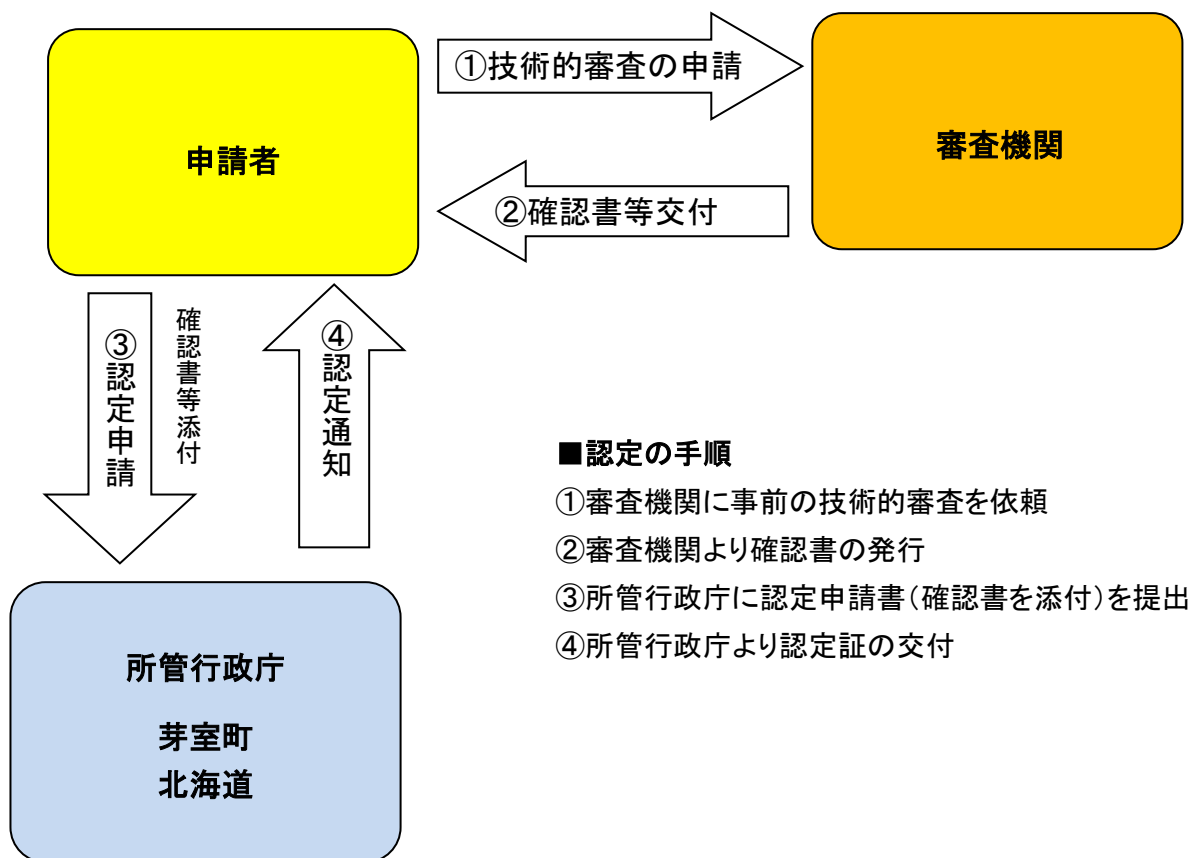
※1 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは・・・ 略称「ゼッチ」

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー等を導入することにより、年間に消費されるエネルギー消費収支をゼロにすることが目的の住宅。

※2 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは・・・ 略称「ゼブ」

日射遮蔽、自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電などの再生可能エネルギー等を導入することにより、年間で消費されるエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

(4) 認定の流れ



■認定の手順

- ①審査機関に事前の技術的審査を依頼
- ②審査機関より確認書の発行
- ③所管行政庁に認定申請書(確認書を添付)を提出
- ④所管行政庁より認定証の交付

■認定による優遇措置

認定を受けた建築物については、住宅の低炭素化に必要な設備（太陽光発電と連携した蓄電池の設置や、コージェネレーション設備など）に関して、容積率の緩和措置が受けられます。

また、新築住宅については、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税などの優遇を受けることができます。

(5) 認定に係る手数料の金額

■ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

(単位:円)

		低炭素建築物新築等計画認定申請手数料							
		改正 (区分整理)				新設(誘導仕様基準)			
		①(基本料金)		②(追加料金) ^{※1}		①(基本料金)		②(追加料金)	
		事前審査なし		事前審査あり		事前審査なし		事前審査あり	
		標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
戸建住宅	1 戸	44,000		9,100				25,200	9,100
共同住宅等 ・ 複合建築物 (住宅部分)	戸数 2 ~ 5 戸	85,200		14,700				44,700	14,700
	6 戸 ~	118,000		22,600				62,900	22,600
	住戸以外の部分 (共用部)					129,000	14,700		60,600
非住宅 ・ 複合建築物 (非住宅部分)	床面積 300 m ² 以内	288,000	118,000	14,700	14,700				
	301 m ² ~	357,000	147,000	23,000	23,000				

■ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(単位:円)

		低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料							
		改正 (区分整理)				新設(誘導仕様基準)			
		①(基本料金)		②(追加料金)		①(基本料金)		②(追加料金)	
		事前審査なし		事前審査あり		事前審査なし		事前審査あり	
		標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
戸建住宅	1 戸	26,600		9,100				16,800	9,100
共同住宅等 ・ 複合建築物 (住宅部分)	戸数 2 ~ 5 戸	49,900		14,700				29,300	14,700
	6 戸 ~	70,500		22,600				42,400	22,600
	住戸以外の部分 (共用部)					70,500	14,700		35,700
非住宅 ・ 複合建築物 (非住宅部分)	床面積 300 m ² 以内	152,000	66,900	14,700	14,700				
	301 m ² ~	190,000	85,600	23,000	23,000				

※1 共同住宅等及び複合建築物の住宅部分において、共用部(住戸以外の部分)を有するものは①と②を合わせた手数料とする。

※2 低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料の金額については、国土交通省試算による認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び維持費等を勘案して設定しています。

■建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(単位:円)

		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料									
		改正(区分整理)						新設(誘導仕様基準)			
		①(基本料金)				②(追加料金) ^{※1}		①(基本料金)		②(追加料金)	
		事前審査なし		事前審査あり		事前審査なし		事前審査なし		事前審査あり	
		標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法
戸建住宅	1戸(200㎡以内)	40,400		7,000				21,600	7,000		
	1戸(201㎡以上)	44,900		7,000				23,200	7,000		
共同住宅等 ・ 複合建築物 (住宅部分)	戸数 2～4戸	79,700		12,200				39,200	12,200		
	5戸～	131,000		24,200				66,500	24,200		
	住戸以外の部分 (共用部)					79,700	12,200			39,200	12,200
非住宅 ・ 複合建築物 (非住宅部分)	床面積 300㎡以内	259,000	100,000	12,200	12,200						
	301㎡～	324,000	126,000	20,100	20,100						

■建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(単位:円)

		建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料									
		改正(区分整理)						新設(誘導仕様基準)			
		①(基本料金)				②(追加料金)		①(基本料金)		②(追加料金)	
		事前審査なし		事前審査あり		事前審査なし		事前審査なし		事前審査あり	
		標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法	標準計算法 標準入力法	モデル建物法
戸建住宅	1戸(200㎡以内)	23,800		7,000				14,000	7,000		
	1戸(201㎡以上)	26,000		7,000				14,800	7,000		
共同住宅等 ・ 複合建築物 (住宅部分)	戸数 2～4戸	46,000		12,200				25,400	12,200		
	5戸～	78,100		24,200				45,100	24,200		
	住戸以外の部分 (共用部)					46,000	12,200			25,400	12,200
非住宅 ・ 複合建築物 (非住宅部分)	床面積 300㎡以内	135,000	56,200	12,200	12,200						
	301㎡～	172,000	73,600	20,100	20,100						

※1 共同住宅等及び複合建築物の住宅部分において、共用部(住戸以外の部分)を有し、当該部分に係る一次エネルギーの消費量を建築物全体の一次エネルギーの消費量計算に含めた場合、①と②を合わせた手数料とする。

※2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料の金額については、国土交通省試算による認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び維持費等を勘案して設定しています。

(6)施行期日

令和5年4月1日

芽室町社会体育施設使用料金の改正（案）

（令和 5 年 4 月 1 日条例施行予定）

（令和 5 年 7 月 1 日条例施行予定）

芽 室 町

生涯学習課スポーツ振興係

芽室町社会体育施設使用料金改正（案）について

1 対象施設について

- (1) 総合体育館
- (2) 町営水泳プール
- (3) 健康プラザ
- (4) トレーニング施設（旧勤労青少年ホーム）

2 関連条例等について

- (1) 芽室町営水泳プール
 - ①芽室町営水泳プール設置及び管理条例
 - ②芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則
- (2) 芽室町総合体育館
 - ①芽室町総合体育館設置及び管理条例
 - ②芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則
- (3) 芽室町健康プラザ
 - ①芽室町健康プラザ設置及び管理条例
 - ②芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則
- (4) 芽室町トレーニング施設（旧勤労青少年ホーム）
現在条例及び施行規則がないことから、新たに策定します。

3 改正の理由について

令和5年7月1日から、新たな町営水泳プール及びトレーニング施設（旧勤労青少年ホーム）の供用開始を予定しており、町内の社会体育施設に係る利用料金の見直しを行うものです。

4 利用料金制度について

- (1) 利用料金制度とは
公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体の会計事務の効率化が図られる。
利用料金は、条例で定める範囲内で、指定管理者が地方公共団体の承認を受けて定める。

(2) 使用料と利用料金の相違点

	比較項目	使用料	利用料金
1	地方自治法上の根拠	地方自治法第 225 条	地方自治法第 244 条の2 第8項及び第9項
2	法的性格	公法上の債権	私法上の債権
3	料金設定	地方公共団体	指定管理者 ただし、 1 条例で上限設定 2 町の承諾が必要
4	料金徴収	地方公共団体 （徴収・収納委託により指定管理者も可）	指定管理者

5	料金の収納先	地方公共団体	指定管理者
6	インセンティブ	経営努力をしても指定管理者の収入は増えない。	経営努力により指定管理者の収入が増える。

5 改正の内容について

(1) 総合体育館

既存の料金体系

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	第1競技場	1時間につき	1,570
	第2競技場	//	480
	トレーニング室	//	210
	研修室	//	170
個人使用料	当日券(1人1回につき)		200
	共通回数券(12枚つづり)		2,000
	6か月券		5,000



改正後の料金体系

(単位 円)

区分		基本料金(上限)	
団体利用料	第1競技場	1時間につき	1,570
	第2競技場	//	480
	トレーニング室	//	210
	研修室	//	170
個人利用料	当日券(1人1回につき)		200
	共通回数券(<u>6</u> 枚つづり)		1,000
	<u>1か月券</u>		<u>2,000</u>
	6か月券		<u>8,400</u>

＜改正内容＞

- 1 団体利用料 トレーニング室を削除
- 2 個人利用料 当日券変更なし
- 3 // 施設毎の回数券とし、料金の変更なし
- 4 // 1か月券の新設(月10回相当)
- 5 // 6か月料金変更(1か月券×6か月分の価格から3割減額の価格)

(2) 町営水泳プール

既存の料金体系

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	1団体1回につき		3,910
	専用使用加算料金 (25mプール1時間につき)	1コース	330
		全コース	2,800
個人使用料	当日券(1人1回につき)		400
	共通回数券(12枚つづり)		2,000
	6か月券		10,000



改正後の料金体系

(単位 円)

区分		基本料金 (上限)	
団体利用料	1 団体 1 回につき	3, 910	
	専用使用加算料金 (25mプール1時間につき)	1 コース	330
		全コース	2, 800
個人利用料	当日券 (1 人 1 回につき)	400	
	共通回数券 (6枚つづり)	2, 000	
	1 か月券	4, 000	
	6 か月券	16, 800	

《改正内容》

- 1 団体利用料 変更なし
- 2 個人利用料 当日券変更なし
- 3 // 施設毎の回数券とし、料金の変更なし
- 4 // 1 か月券の新設 (月10回相当)
- 5 // 6か月料金変更 (1 か月券×6 か月分の価格から3割減額の価格)

(3) 健康プラザ

既存の料金体系

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	アリーナ	1 時間につき	800
	研修室	//	140
個人使用料	当日券 (1 人 1 回につき)	100	
	6 か月券	2, 500	



既存の料金体系

(単位 円)

区分		基本料金 (上限)	
団体利用料	アリーナ	1 時間につき	800
	研修室	//	140
個人利用料	当日券 (1 人 1 回につき)	100	
	回数券 (6枚つづり)	500	
	1 か月券	1, 000	
	6 か月券	4, 200	

《改正内容》

- 1 団体利用料 変更なし
- 2 個人利用料 当日券変更なし
- 3 // 施設毎の回数券とし新設
- 4 // 1 か月券の新設 (月10回相当)
- 5 // 6か月料金変更 (1 か月券×6 か月分の価格から3割減額の価格)

(4) トレーニング施設（旧勤労青少年ホーム）

新規設定

(単位 円)

区分		基本料金（上限）
トレーニングルーム 個人利用料	当日券（1人1回につき）	240
	回数券（6枚つづり）	1,200
	1か月券	2,400
	6か月券	10,080
スタジオ専用利用料	1時間につき	1,000

《改正内容》

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 団体利用料 | 設定なし |
| 2 | 個人利用料 | 当日券 240円（体育館時比光熱水費2割増）
施設規模倍増、サービス提供内容充実 |
| 3 | // | 回数券 5回分の利用料金で6回使用 |
| 4 | // | 1か月券の新設（月10回相当） |
| 5 | // | 6か月料金変更（1か月券×6か月分の価格から3割減額の価格） |

6 施行期日

- (1) 総合体育館、健康プラザに係る条例
令和5年4月1日施行
- (2) 町営水泳プール、トレーニング施設に係る条例
令和5年7月1日施行

近隣市町プール利用料金比較表

	帯広市スインピア	音更町プール	新得町プール	健康温水プール しかおい【町民】	健康温水プール しかおい【町民以外】	【既存】芽室プール	【新】芽室プール
1 回利用							
一般	400	400	300	210	320	400	400
高齢者	200	220	200	210	320	400	400
高校生	200	220	200	無料	210	200	200
中学生	無料	110	100		100	無料	無料
小学生		110	100		100		
幼児		無料	100		100		
回数券							
12枚						2,000	
6 枚（一般）	2,000	2,000	1,500	1,050	1,570		2,000
6 枚（高齢者）	1,000	1,100	1,000	1,050	1,570		2,000
6 枚（高校生）	1,000	1,100	1,000	無料	1,050		1,000
6 枚（中学生）					530		無料
6 枚（小学生）	無料	550	500		530		
定期券							
通年券				15,720			
6 か月券						10,000	16,800
3 か月券（大人）			4,500				
3 か月券（高齢者）			3,000				
3 か月券（高校生）			3,000				
3 か月券（小中学生）			1,500				
1 か月券（大人）	4,800	4,500		1,570			4,000
1 か月券（高齢者）	2,400	2,500					4,000
1 か月券（高校生）	2,400	2,500					2,000
1 か月券（小中学生）		1,250					無料
専有							
団体 1 回						3,910	3,910
1 コース/1 時間（大人）	1,000			210	210	330	330
全コース/1 時間（大人）	15,000			2,130	2,130	2,800	2,800
全コース/1 時間（高校生）	10,000						
全コース/1 時間（小中学生）	5,000						

近隣市町村トレーニング施設利用料金【比較表】

	帯広市総合体育館	帯広の森屋内スケート場	音更町総合体育館	幕別町札内 スポーツセンター 【町民】	幕別町札内 スポーツセンター 【町民以外】	【既存】総合体育館	【新】総合体育館	【新】つなぐ棟
1 回利用								
一般	280	200	100	無料	500	200	200	240
高齢者	140	100	100		500	200	200	240
高校生	140	130	100		500	200	100	120
中学生			50					
小学生								
幼児								
回数券								
12枚（一般）			1,000			2,000		
12枚（小・中学生）			500					
6枚（一般）	1,400	1,000					1,000	1,200
6枚（高齢者）	700	500					1,000	1,200
6枚（高校生）	700	650					500	600
6枚（中学生）								
6枚（小学生）								
定期券								
通年券								
6か月券						5,000	8,400	10,080
3か月券（大人）								
3か月券（高齢者）								
3か月券（高校生）								
3か月券（小中学生）								
1か月券（大人）	2,800	2,400					2,000	2,400
1か月券（高齢者）	1,400	1,200					2,000	2,400
1か月券（高校生）	1,400	1,560					1,000	1,200
1か月券（小中学生）								
スタジオ								1,000

社会体育施設 指定管理業務委託経費(R5改正総括表)

R5.2.15

1 維持管理経費 比較表(対R4予算) ※ 指定管理委託期間 R3～R7(5年間)のため、R4予算及び次表R3決算の維持管理経費は同額。

(単位：円)

	総合体育館	健康プラザ	温水プール	小 計	つなぐ棟	合 計
R4予算(維持管理経費)	58,375,000	11,804,000	56,173,000	126,352,000		126,352,000
R5積算(維持管理経費)	61,985,958	18,013,112	63,707,095	143,706,165	16,940,781	160,646,946
増減割合	106.2%	152.6%	113.4%	113.7%	皆増	127.1%
増減額	3,610,958	6,209,112	7,534,095	17,354,165	皆増	34,294,946

2 実質収支(1) 原案 通年分 比較表(対R3)

	総合体育館	健康プラザ	温水プール	小 計	つなぐ棟	合 計
R3決算(維持管理経費)	58,375,000	11,804,000	56,173,000	126,352,000		126,352,000
(使用料)	3,832,081	654,770	2,696,810	7,183,661		7,183,661
差引①	54,542,919	11,149,230	53,476,190	119,168,339		119,168,339
R5積算(維持管理経費)	61,985,958	18,013,112	63,707,095	143,706,165	16,940,781	160,646,946
(利用料) A	3,036,867	1,145,000	6,897,242	11,079,109	4,765,397	15,844,506
差引②	58,949,091	16,868,112	56,809,853	132,627,056	12,175,384	144,802,440
増減割合②/①	108.1%	151.3%	106.2%	111.3%	皆増	121.5%
増減額②-①	4,406,172	5,718,882	3,333,663	13,458,717	12,175,384	25,634,101

※ 差引②欄が「原案」による指定管理業務委託経費の積算額。



実質収支(2) 見直し案 通年分 比較表(対R3)

	総合体育館	健康プラザ	温水プール	小 計	つなぐ棟	合 計
R3決算(維持管理経費)	58,375,000	11,804,000	56,173,000	126,352,000		126,352,000
(使用料)	3,832,081	654,770	2,696,810	7,183,661		7,183,661
差引①	54,542,919	11,149,230	53,476,190	119,168,339		119,168,339
R5積算(維持管理経費)	61,985,958	18,013,112	63,707,095	143,706,165	16,940,781	160,646,946
(利用料) B	3,016,833	1,145,000	5,674,682	9,836,515	4,244,405	14,080,920
差引②	58,969,125	16,868,112	58,032,413	133,869,650	12,696,376	146,566,026
増減割合②/①	108.1%	151.3%	108.5%	112.3%	皆増	123.0%
増減額②-①	4,426,206	5,718,882	4,556,223	14,701,311	12,696,376	27,397,687
★ 6か月券減額の影響額(利用料) A - B	20,034	0	1,222,560	1,242,594	520,992	1,763,586

※ 差引②欄が「見直し案 通年」による指定管理業務委託経費の積算額。

以下、総合体育館、健康プラザは6か月券減額の影響はないものとして試算

実質収支(2) プール・つなぐ棟 7月オープン対応(対通年)

	総合体育館	健康プラザ	温水プール	小 計	つなぐ棟	合 計
R5積算(維持管理経費)通年	61,985,958	18,013,112	63,707,095	143,706,165	16,940,781	160,646,946
(利用料) A	3,016,833	1,145,000	5,674,682	9,836,515	4,244,405	14,080,920
差引①	58,969,125	16,868,112	58,032,413	133,869,650	12,696,376	146,566,026
R5積算(維持管理経費)7月オープンあり	61,985,958	18,013,112	56,789,073	136,788,143	16,382,526	153,170,669
(利用料) B	3,016,833	1,145,000	4,256,012	8,417,845	3,183,304	11,601,149
差引②	58,969,125	16,868,112	52,533,061	128,370,298	13,199,222	141,569,520
増減割合②/①	100.0%	100.0%	90.5%	95.9%	104.0%	96.6%
増減額②-①	0	0	-5,499,352	-5,499,352	502,846	-4,996,506
★ 7月オープン対応影響額(利用料) A-B	※ 0	0	1,418,670	1,418,670	1,061,101	2,479,771
うち6か月券減額の影響額	※ 0	0	916,920	916,920	390,744	1,307,664

※ 差引②欄が「見直し案 7月オープン対応」による指定管理業務委託経費の積算額。

★ 参考指標(「R3現行維持管理経費の積算時」との各指標比較)

①物価変動	19.5%増	国内企業物価指数(日銀) 2022 12月期
②人件費	6.9%増	最低賃金(861円→920円)
③燃料費	33.9%増	A重油 町予算単価(92円→123.2円)
④電気料	12~14%増	社会教育施設実績

★ 利用料収入の考え方

①総合体育館	過去5年平均の105%	
②健康プラザ	過去5年平均の105%	
③温水プール	当日券、回数券	過去5年平均の150%
	1か月券(想定)6か月券(実績)	過去5年平均の120%
④つなぐ棟	当日券、回数券、1か月券(想定)	過去5年平均の200%
	6か月券(実績)	過去5年平均の120%

3 維持管理経費に占める使用料(利用料)の割合 (1)実績

	①総合体育館	②健康プラザ	③温水プール	①～③計	④つなぐ棟	合 計
R3決算(維持管理経費)	58,375,000	11,804,000	56,173,000	126,352,000	2,602,000	128,954,000
人件費除く	44,124,228	6,184,607	24,021,000	74,329,835	2,602,000	76,931,835
(使用料)	3,832,081	654,770	2,696,810	7,183,661	29,130	7,212,791
収入割合	8.7%	10.6%	11.2%	9.7%		
過去5年平均収入割合	10.4%	19.5%	13.4%	12.1%		

※ 収入割合は人件費を除く維持管理経費に占める使用料(利用料)収入の割合

減免含む	11.3%	24.1%	17.3%	11.6%	← R3決算
減免含む	13.5%	29.8%	19.4%	14.3%	← 5年平均

維持管理経費に占める利用料の割合 (2)通年分

	①総合体育館	②健康プラザ	③温水プール	①～③計	④つなぐ棟	合 計
R5積算(維持管理経費)	61,985,958	18,013,112	63,707,095	143,706,165	16,940,781	160,646,946
人件費除く	44,155,605	8,056,231	35,377,257	87,589,093	4,604,453	92,193,546
収入見込み	3,016,833	1,145,000	5,674,682	9,836,515	4,244,405	14,080,920
収入割合	6.8%	14.2%	16.0%	11.2%	92.2%	15.3%

※ 収入割合は人件費を除く維持管理経費に占める使用料(利用料)収入の割合

減免含む	9.1%	22.1%	20.1%	14.7%	—	18.6%
減免含む(原案の場合)	9.1%	22.1%	23.5%	16.1%	—	20.5%

維持管理経費に占める利用料の割合 (3)プール・つなぐ棟 7月オープン対応

	①総合体育館	②健康プラザ	③温水プール	①～③計	④つなぐ棟	合 計
R5積算(維持管理経費)	61,985,958	18,013,112	56,789,073	136,788,143	16,382,526	153,170,669
人件費除く	44,155,605	8,056,231	30,734,743	82,946,579	3,875,662	86,822,241
収入見込み	3,016,833	1,145,000	4,256,012	8,417,845	3,183,304	11,601,149
収入割合	6.8%	14.2%	13.8%	10.1%	82.1%	13.4%

※ 収入割合は人件費を除く維持管理経費に占める使用料(利用料)収入の割合

減免含む	9.1%	22.1%	17.3%	13.4%	—	16.5%
------	------	-------	-------	-------	---	-------

温水プール棟・（仮）つなぐ棟（旧勤労青少年ホーム）平面図

